

退職所得課税の適正化（令和3年度改正）

- 退職金は長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格をもち、一時にまとめて相当額を受給することなどを踏まえ、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る「2分の1課税」の措置が講じられている。

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、上記の税負担の平準化の必要性が認められないことから、「2分の1課税」の措置を適用しないこととされている。（平成24年度税制改正で措置）

- 現下の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、一定金額以上の部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとする。一定金額以上の水準については、近年の雇用の流動化にも配慮し、影響を受ける対象者を限定する観点から、モデル退職金額を相当程度上回る水準とする。

【退職所得の課税方式】

他の所得と区分して次により分離課税

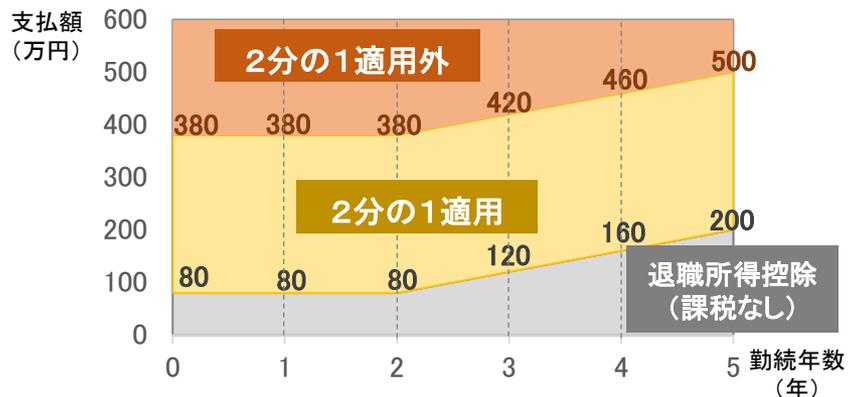
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額 (注1)}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率 (注2)} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない（平成24年度税制改正）。

【改正後】

- 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。

（注）令和4年分以後の所得税について適用



（注1）①勤続年数20年まで⇒1年につき40万円、②勤続年数20年超⇒1年につき70万円

（注2）課税退職所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用